

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会

開催事業（競技会・講習会等）会計基準

	対象	日当・謝金	交通費	領収書
県内事業	役員	日を単位として支払う場合 全日 3,000 円 半日 1,500 円	当協会旅費規定に基づく。または、県内の交通費は次のとおりとする。 (規定旅費) 西部地区～東部地区…4,000 円 隣接地区間 ……………2,000 円 同一地区間 ……………1,000 円 (宿泊費) 県内 1泊 ……………9,000 円	日当・謝金は、本人の住所（印字可）、署名（直筆）・押印が必要 支払先業者の領収書(明細あり) 規定旅費の場合は、本人の住所（印字可）、署名（直筆）・押印が必要
	運営スタッフ (補助役員含む)	試合を単位として支払う場合 1 試合 2,000 円		
	審判員	1 試合 2,000 円		
	TO スタッフ	個人の場合 1 試合 2,000 円		
		チームの場合 1 試合 8,000 円		
参加チーム ・ 選手 ・ チームスタッフ	なし	支給しない。ただし、当協会理事会にて承認した選抜チームおよび選抜チームの選手・チームスタッフの場合は、上記に基づき支払うことができる。	支払先業者の領収書(明細あり) 規定旅費の場合は、本人の住所（印字可）、署名（直筆）・押印が必要	
他	<ol style="list-style-type: none"> 対象者の任命は、開催責任者、審判員は審判委員長、TO スタッフは TO 委員長とする。 いずれも、上限金額であるため、事業の予算状態に合わせて満額を支払わなくてもよい。 上記以外の項目については、当協会事務局または専務理事と協議した後、実行する。 県外からの講師派遣については、宿泊費・交通費は実費を全額支給し、謝金は、一日50,000円を上限とする。 上記3の謝金については、当協会事務局または専務理事と協議し決定する。 加盟団体等へ事業を委託し開催する場合は、この会計基準に準じて実行する。 JBA等により指定された支給基準がある場合は、それに従い支給する。 			

2024年5月29日改定